



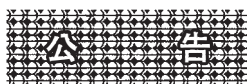
# 長野県報

9月30日(金)  
平成28年  
(2016年)  
号外

## 目次

### 公 告

人事行政の運営等の状況の公表(人事課) ..... 1



### 公 告

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)第6条の規定により、長野県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表します。

平成28年9月30日

長野県知事 阿部 守一

人 事 課

# 長野県の人事行政の運営等の状況

平成 28 年 9 月

長 野 県

# 目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	新規採用者数	1
(2)	退職者数	2
(3)	定期異動の状況	3
(4)	派遣職員数	4
(5)	女性職員の登用状況	4
(6)	退職管理の状況	5
(7)	職員数の状況	5
2	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	7
(1)	勤務時間の状況	7
(2)	時差勤務の状況	7
(3)	休暇及び休業等の状況	8
(4)	時間外(超過)勤務の状況	8
3	職員の分限及び懲戒処分の状況	9
(1)	分限処分数	9
(2)	懲戒処分数	9
4	職員のサービスの状況	10
(1)	職員のサービス違反	10
(2)	営利企業等の従事許可	10
5	職員の研修及び人事評価の状況	11
(1)	職員研修の実績	11
(2)	人事評価の実施状況	12
6	職員の福祉及び利益の保護の状況	13
(1)	健康診断等の実施状況	13
(2)	共済組合の負担金・掛金	14
(3)	職員互助会の掛金・補助金	15
(4)	公務・通勤災害の認定状況	16
7	職員給与等の状況	17
(1)	人件費の状況	17
(2)	職員給与費の状況	17
(3)	ラスパイレス指数の状況	17
(4)	給与改定の状況	18
(5)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	18
(6)	職員の初任給の状況	20
(7)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	20
(8)	級別職員数等の状況	21
(9)	職員の手当の状況	24
(10)	特別職の報酬等の状況	37
(11)	公営企業職員の状況	38
8	職員の競争試験及び選考の状況	45
(1)	採用試験の日程	45
(2)	採用試験の実施状況	52
(3)	採用選考の実施状況	54
9	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	57
10	勤務条件に関する措置の要求の状況	59
11	不利益処分に関する不服申立ての状況	59

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数（平成27年度）

					(人)
区分	部門	採用職種	事務技術の別	採用者数	
試験	一般	上級	事務	73	
			技術	52	
			(上級計)	125	
		中級	事務	0	
			技術	1	
			(中級計)	1	
		初級	事務	9	
			技術	4	
			(初級計)	13	
	教育	小・中学校事務職員		15	
		小・中学校栄養職員		3	
	警察	警察官A		111	
		警察官B		52	
		警察職員上級		9	
		警察職員初級		12	
	試験採用計				341
選考	一般	特定任期付	事務	1	
			技術	0	
		一般任期付	事務	0	
			技術	0	
		任期付研究員	技術	0	
		身体障がい者	事務	2	
			技術	0	
		民間経験者	事務	11	
			技術	15	
		外郭団体職員	事務	0	
			技術	2	
		看護師	技術	3	
		医師	技術	4	
		獣医師	技術	7	
		理学療法士等	技術	0	
		看護大学教員等	技術	2	
		消防学校講師	技術	0	
		割愛	事務	5	
	技術		5		
	技能労務職	技術	0		
		再任用	事務	41	
			技術	19	
	教育	教諭		449	
		養護教諭		23	
		寄宿舎指導員・実習助手		17	
		再任用		213	
		身体障害者	小・中学校事務職員	1	
	警察	警察官		32	
		警察職員		3	
		再任用	警察官	10	
警察職員			3		
選考採用計				868	
合計				1,209	

(2) 退職者数 (平成27年度)

① 一般行政

(人)

区 分		一般行政
定年	部長級	24
	課長級	72
	課長補佐級以下	108
	計	204
早期	部長級	1
	課長級	5
	課長補佐級以下	113
	計	119
合 計		323

② 教育行政

(人)

区 分		事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
定年	校 長	0	128	14	2	144
	教 頭	0	14	3	0	17
	教諭等	0	202	120	31	353
	事務・栄養職員	0	27	0	0	27
	計	0	371	137	33	541
早期	校 長	0	2	0	0	2
	教 頭	0	2	0	0	2
	教諭等	0	102	10	13	125
	事務・栄養職員	0	6	0	0	6
	計	0	112	10	13	135
合 計		0	483	147	46	676

③ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
定年	警察官	93
	警察職員	19
	計	112
早期	警察官	83
	警察職員	3
	計	86
合 計		198

(3) 定期異動の状況

① 異動者数 (平成27年4月1日転出ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長 級	30
課 長 級	269
課長補佐級	359
係 長 級	557
そ の 他	745
計	1,960

イ 教育行政

(人)

区 分	事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
校 長	0	213	48	7	268
教 頭	0	212	53	9	274
教諭等	0	1,812	462	183	2,457
事務・栄養職員	0	162	0	24	186
計	0	2,399	563	223	3,185

ウ 警察行政

(人)

区 分	警察行政
警察官	1,285
警察職員	165
計	1,450

② 昇任者数 (平成27年4月1日転入ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長	14
課 長	95
課長補佐	134
係 長	148
計	391

イ 教育行政

(人)

区 分	事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
校 長	0	107	19	3	129
教 頭	0	106	25	7	138
計	0	213	44	10	267

ウ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
警察官	警 視	21
	警 部	32
警察職員	管理幹	4
	課長補佐	8
計		65

(4) 派遣職員数（平成27年4月1日現在）

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

(人)

派遣先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	58	101	11
民間・NPO・大学	12	158	1
都道府県	21	6	25
省庁等	17	24	29
公益的法人等	83	24	0
計	191	313	66

(5) 女性職員の登用状況（平成27年4月1日現在）

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区分		総登用数 A (人)	うち女性数 B (人)	割合 B/A (%)	
一般行政	部長級	69	1	1.4%	
	課長級	599	31	5.2%	
	課長補佐級	819	74	9.0%	
	係長級	1,398	234	16.7%	
	計	2,885	340	11.8%	
教育行政	校長	642	85	13.2%	
	教頭	694	104	15.0%	
	計	1,336	189	14.1%	
警察行政	警察官	警視	120	0	0.0%
		警部	252	3	1.2%
	警察職員	管理幹	22	0	0.0%
		課長補佐	79	8	10.1%
	計	473	11	2.3%	

(6) 退職管理の状況

再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例(平成28年長野県条例第2号)を新たに制定し、平成28年4月1日以降に再就職した元職員に対して再就職に関する届出を義務付けました。

(7) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(人)

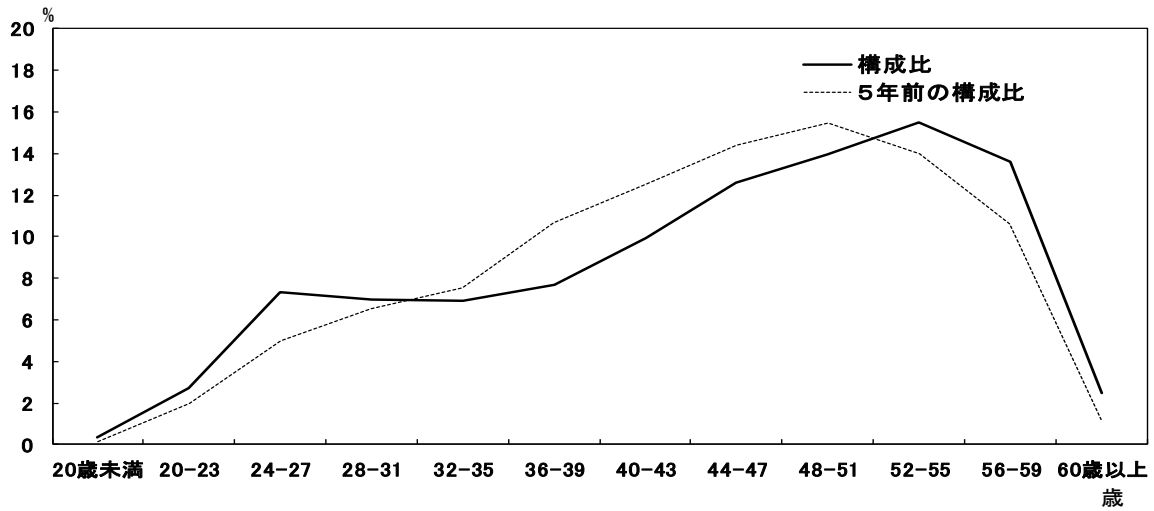
部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	議 会	37	37	0	全国山の日関係業務の増等	
	総務企画	791	789	△2		
	税 務	262	257	△5		
	一 般 行 政 部 門	民生	423	419		△4
	衛 生	862	862	0		
	労 働	144	145	1		
	農 林 水 産	1,228	1,234	6		
	商 工	326	325	△1		
	土 木	1,015	1,010	△5		
	計	5,088	5,078	△10		(参考:人口10万人あたりの職員数 243.25人)
	教育部門	17,645	17,558	△87	児童・生徒数の減による減員等	
	警察部門	3,894	3,910	16	警察官政令定員改正に伴う増員等	
	小 計	26,627	26,546	△81	(参考:人口10万人あたりの職員数 1,271.64人)	
会 計 部 門	公 営	病院	0	0	0	
	水 道	50	50	0		
	下 水 道	52	52	0		
	そ の 他	57	58	1		
	小 計	159	160	1		
合 計		26,786 [28,435]	26,706 [28,452]	△80 [17]	(参考:人口10万人あたりの職員数 1,279.31人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員(育休任期付職員)、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 [ ]内は、条例定数(予算定数)の合計です。



② 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	85人	730人	1,963人	1,874人	1,858人	2,051人	2,659人	3,369人	3,732人	4,156人	4,141人	664人	26,786人

③ 職員数の推移

部門	区分	(人)						過去5年間の増減数(率)
		23年	24年	25年	26年	27年	28年	
一般行政		5,194	5,187	5,151	5,109	5,088	5,078	△116 (△2.2%)
教育		18,113	17,971	17,808	17,656	17,645	17,558	△555 (△3.1%)
警察		3,841	3,848	3,855	3,871	3,894	3,910	69 (1.8%)
普通会計計		27,148	27,006	26,814	26,636	26,627	26,546	△602 (△2.2%)
公営企業等会計計		145	150	145	147	159	160	15 (10.3%)
総合計		27,293	27,156	26,959	26,783	26,786	26,706	△587 (△2.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

## 2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の状況（平成27年度）

区 分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
警察行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		8時30分	12時15分	/
		8時30分	21時30分	12時00分～13時00分 19時15分～19時30分

- (注) 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などにおいて勤務の特殊性から上表により難しい場合の勤務時間は別に定めています。
- 2 学校における休憩時間については、校長が別に定めています。

### (2) 時差勤務の状況(平成27年度)

	概要	実施回数	実施人数
業務に基づく時差勤務	所属長が、業務の状況等を考慮して、職員ごとに勤務の開始時刻を午前5時から午後1時までの間で変更できる制度。	2,471回	688人
育児・介護に基づく時差勤務	育児又は介護を行っている職員が、申請により勤務の開始時刻を午前7時30分から午後9時30分までの間に変更できる制度。	29回	2人
希望に基づく時差勤務	職員の希望に基づき、勤務の開始時刻を午前7時30分、8時、9時又は9時30分に変更できる制度。	17,246回	1,113人

- (注) 1 知事部局に所属する一般職員について掲載しています。
- 2 希望に基づく時差勤務については、27年10月以降の実施人数です。

(3) 休暇及び休業等の状況（平成27年度）

① 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
	A (日)	B (日)	C (人)	B/C (日)	B/A (%)
	560,210	141,075.6	14,496	9.73	25.2%

(注) 1 対象期間は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までです。

介護休暇	延取得者数 (人)
	15

療養休暇 (連続30日 超)	取得者数 (人)
	337

特別養子 縁組休暇	取得者数 (人)
	0

② 休業等の取得状況

区 分	育児休業 取得者数 (人)	育児短時間 勤務職員数 (人)	部分休業 取得者数 (人)	自己啓発休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業 取得者数 (人)
	男	15	0	1	0
女	888	38	24	3	2
計	903	38	25	3	2

(注) 前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

(4) 時間外（超過）勤務の状況（平成27年度）

区 分		時間外勤務時間 (1人当たり)
教員及び小・ 中学校 職員を除く行 政職員	本 庁	135.6
	現 地	63.4
	計	81.9
警察行政職員	警察本部	468.0
	警察署	516.5
	計	501.2

### 3 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分数（平成27年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

(人)

処分手由	処分の種類	処分の種類				計	失職
		降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	268		268	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1		1	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0	0	0	
計		0	0	269	0	269	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							1

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

#### (2) 懲戒処分数（平成27年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

(人)

処分手由	処分の種類	処分の種類				計	訓諭等
		戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	10	6	2	4	22	215
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	4	21	1	0	26	89
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	2	1	2	0	5	6
計		16	28	5	4	53	310

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

#### 4 職員のサービスの状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービス上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

##### (1) 職員のサービス違反（平成27年度）

		(人)
区 分	内 容	処分等者数
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	1
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		0
公職選挙法違反		0
休暇の不正利用・虚偽申請		0
職場内秩序びん乱		0
セクシュアル・ハラスメント		2
教職員による児童生徒に対する非違行為		6
通常業務処理不適正		18
公金官物処理不適正		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		26

##### (2) 営利企業等の従事許可（平成27年度）

許可件数	従 事 内 容
86件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学の非常勤講師等</li> <li>・ 国事業の審査委員会委員等</li> <li>・ 太陽光電気の販売</li> <li>・ 書籍の執筆</li> <li>・ 会社の役員等</li> <li>・ 国勢調査員</li> <li>・ 医療観察法における精神保健参与員</li> <li>・ 不動産賃貸業</li> </ul>

5 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の実績（平成27年度）

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。  
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区分		対象者	回数等	日程	受講人員	
能力開発研修・政策研究	政策力	政策研究	全職員	一回	通年	155
		カリスマから学ぶ地域資源活用の極意	全職員	一回	通所2日	19
		政策形成	全職員	二回	通所1日	105
		合意形成のための交渉力向上	全職員	一回	通所1日	34
		自主企画海外派遣	採用4年目以上	二回	7日以上	2
		地域資源を活かしたまちづくり	全職員	一回	通所2日	6
		政策形成	全職員	一回	通所2日	3
		政策法務	全職員	一回	通所2日	6
		モチベーションアップ	全職員	一回	通所1日	6
		折衝力・交渉力	全職員	二回	通所2日	9
	共感力	地域に飛び出す職員支援	全職員	二回	通所半日	119
		ファシリテーション	全職員	一回	通所2日	23
		ヘビー・クレーム対応	全職員	二回	通所1日	38
		コミュニケーション	全職員	一回	通所2日	5
	発信力	危機管理	全職員	一回	通所1日	26
		プレゼンテーション	全職員	一回	通所2日	22
		パワーポイント	全職員	六回	通所1日	78
		研修講師養成	全職員	一回	通所1日	28
		リスクマネジメント	全職員	一回	通所2日	4
					計	688
キャリア形成研修	新規採用課程（前期）	採用1年目	三回	2泊3日	175	
	新規採用課程（後期）	採用1年目	三回	2泊3日	174	
	採用2年目 ～共感力養成～	採用2年目	-回	1泊2日	-	
	採用3年目 ～発信力養成～	採用3年目	四回	1泊2日	141	
	採用5年目 ～政策力養成～	採用5年目	四回	通所2日	117	
	採用7年目 ～共感力養成～	採用7年目	70回	通所5日	70	
					計	677
リーダー養成研修	昇任前	課長級昇任前	課長補佐級4年目以上	七回	通所1日	229
		係長級昇任前	主査級2年目以上	五回	通所1日	114
	管理監督	リーダー養成Ⅰ	管理職員	一回	通所1日	30
		リーダー養成Ⅱ	監督職員	一回	通所2日	32
		コーチング	管理監督者	一回	通所1日	24
		ホスピタリティ・コンプライアンスリーダー養成	職員相談員等	二回	通所1日	26
		人事評価 評価者	管理監督者	四回	通所半日	78
				計	533	
職場等支援研修	新規採用職員教育担当者	教育担当者	一回	-	-	
	子育て職員支援	子育て中の職員等	二回	通所1日	31	
	フォローアップ	任用替職員	一回	通所1日	27	
	再任用職員	再任用予定職員	一回	通所半日	41	
	長野経済研究所 実務セミナー	全職員	五回	通所1日	20	
	救命・緊急対応体得宿泊	全職員	一回	1泊2日	16	
					計	135
通信教育	全職員	一回	-	10		
				合計	2,043	

## (2) 人事評価の実施状況（平成27年度）

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行うか、若しくは、以下の点を目的として定期的に人事評価（「職務遂行力評価」及び「業績評価」）を実施しています。

- ①組織の目標を踏まえて、職務を自己計画・自己評価により遂行できる職員の養成
- ②他者からのフィードバックによる自己理解の促進と、これを契機とした業績向上への動機付け
- ③上司と部下のコミュニケーションの活性化
- ④能力や意欲と実績を重視した人事管理の推進

### 【勤務成績の評定・職務遂行力評価】

評定・評価期間	平成27年1月～12月
評定・評価の回数	期末に1回
対象者数（人）	24,774

#### （対象者の内訳）

知事部局	4,944
行政委員会	28
県議会事務局	37
企業局	106
教育委員会	755
教育委員会の教員	15,095
警察本部	3,809
合計	24,774

### 【業績評価】

評価期間	前期：平成27年4月～平成27年9月 後期：平成27年10月～平成28年3月 （教育委員会の教員） 平成27年4月～平成28年3月
評価の回数	各期末に1回 （教育委員会の教員） 年度末に1回
対象者数（人）	前期：6,085 後期：6,248 （教育委員会の教員） 年度末：14,957

#### （対象者の内訳）

	前期	後期	年度末
知事部局	4,704	4,869	-
行政委員会	28	28	-
県議会事務局	37	37	-
企業局	107	110	-
教育委員会	987	989	-
教育委員会の教員	-	-	14,957
合計	5,863	6,033	14,957

※ 職員の採用・退職等に伴い、各評価の対象者数に異同がある。

## 6 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康診断等の実施状況（平成27年度）

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

#### ① 定期健康診断

対 象 者	受診者 (人)
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健法第8条に基づく定期健康診断対象者	9,028

#### ② 人間ドック

対 象 者	受診者 (人)
<一般行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 53歳, 57歳, 60歳, 退職予定者 <教育行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 64歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 61歳, 62歳, 63歳, 65歳以上の者 <警察行政> (1泊2日) 40歳, 50歳 (日 帰 り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	11,990

#### ③ 特別検診の種類と受診者

特別検診の種類	受診者 (人)
胃検診	4,248
有機溶剤取扱者特別検診	175
特定化学物質特別検診	91
放射線業務従事者特別検診	49
福祉施設等職員特別検診	98
と畜検査業務等従事者特別検診	115
VDT作業従事者健康診断	1,817
B型肝炎予防接種（ワクチン接種）	151
B型肝炎予防接種（抗原・抗体検査）	1,062
B型肝炎予防接種（追加接種）	57
結核健診（予防）事業	36
脳ドック	501
一日健診	469
女性健診	2,132
骨密度検査	7,123
深夜業健康診断	1,486
高気圧作業健康診断（潜水業務）	24
けん銃特練生健康診断（鉛）	24
騒音作業健康診断	48
運転業務従事者健康診断	120
石綿取扱者特別検診	82



(2) 共済組合の負担金・掛金 (平成27年度)

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関する給付事業を実施しています。

区 分		地方職員共済組合 長野県支部	公立学校共済組合 長野支部	警察共済組合 長野県支部
組合員数 (H28. 3. 31現在) (任意継続組合員を除く)		6,663 人	17,775 人	3,935 人
短期給付に 要する費用	負 担 金	2,094,780 千円	5,190,195 千円	1,003,031 千円
	掛 金	2,085,016 千円	5,149,100 千円	1,020,592 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負 担 金	179,499 千円	504,998 千円	85,469 千円
	掛 金	179,545 千円	504,916 千円	87,833 千円
長期給付に 要する費用	負 担 金	6,818,858 千円	20,807,894 千円	3,811,685 千円
	掛 金	3,846,319 千円	10,964,878 千円	2,280,398 千円
組合の事務に 要する費用	負 担 金	19,688 千円	104,935 千円	22,770 千円
福祉事業に 要する費用	負 担 金	53,727 千円	167,662 千円	33,299 千円
	事業補助	56,022 千円	196,357 千円	24,305 千円
	掛 金	51,163 千円	167,662 千円	32,345 千円

(3) 職員互助会の掛金・補助金（平成27年度）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区 分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会
会員数（H28.3.31現在） A	7,830 人	17,560 人	3,938 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	303,574 千円	664,501 千円	109,325 千円
補助率 B/C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B/A	0 円	0 円	0 円

(4) 公務・通勤災害の認定状況（平成27年度）

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を行っています。

① 常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	205
	(死亡)	0
	疾 病	11
	(死亡)	1
	脳心疾患	1
	(死亡)	1
公務災害		216
(死亡)		1
通勤災害		16
(死亡)		0
合 計		232
(死亡)		1

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。  
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。  
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

② 非常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	4
	(死亡)	0
	疾 病	0
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		4
(死亡)		0
通勤災害		0
(死亡)		0
合 計		4
(死亡)		0

## 7 職員給与等の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の 人件費率
27年度	2,137,666人	823,638,407千円	6,947,191千円	255,500,908千円	31.0%	30.6%

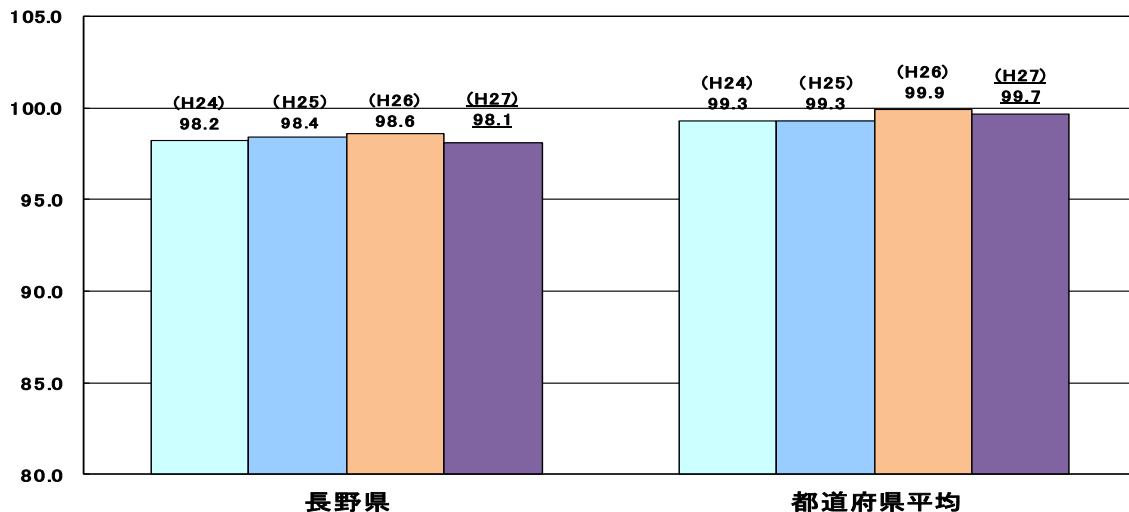
(注) 人件費には児童手当を含みません。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	26,786人	119,158,742千円	21,537,308千円	45,655,269千円	186,351,319千円	6,957千円

(注) 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。職員数は、27年4月1日現在の人数です。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

【参考】 地域手当補正後ラスパイレス指数：98.1

(H27.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出)

(注) 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
27年度	384,931円	383,020円	1,911円 (0.50%)	0.84%	0.84%	0.36%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	4.20月	4.10月	0.10月	0.10月	4.20月	4.20月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.5歳	340,200円	407,228円	375,427円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
都道府県平均	43.3歳	333,258円	419,584円	374,044円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野県	57.4歳	20人	280,600円	303,410円	293,443円	民間の類似 職種	—	—	—
うち庁務 技師	56.0歳	15人	297,500円	320,853円	308,853円	うち用務員	54.6歳	200.3千円	1.60
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
都道府県 平均	51.6歳	260人	330,741円	386,250円	363,809円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	5,305.4千円	用務員	2,774.4千円	1.91

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員は平成24～26年の3ヵ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校、特別支援学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.8歳	383,571円	433,746円
都道府県平均	44.8歳	381,390円	443,257円

④ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	45.3歳	376,546円	418,847円
都道府県平均	43.3歳	366,907円	422,193円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	38.3歳	319,100円	429,738円	352,743円
国	41.2歳	317,165円	—	369,393円
都道府県平均	38.6歳	321,121円	458,794円	366,870円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(6) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

一般職のうち、代表的な職種の新任給は、次のとおりです。

区 分		長 野 県	国
一般行政職	大学卒	183,100円	174,200円
	高校卒	148,400円	142,100円
技能労務職	高校卒	143,700円	—
	中学卒	—	—
高等学校、特別支援 学校教育職	大学卒	204,500円	—
	高校卒	—	—
小・中学校教育職	大学卒	204,500円	—
	高校卒	—	—
警 察 職	大学卒	209,400円	202,300円
	高校卒	176,500円	163,800円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,651円	355,946円	382,098円	407,226円
	高校卒	227,733円	301,185円	352,083円	370,653円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校、特別 支援学校教育職	大学卒	305,788円	401,268円	417,587円	433,536円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	305,905円	388,253円	410,119円	424,505円
	高校卒	—	—	—	—
警 察 職	大学卒	283,190円	382,979円	402,205円	411,944円
	高校卒	262,609円	349,830円	382,063円	402,562円

( 8 ) 級別職員数等の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

一般行政職の総職員数は 5,470 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
9級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	17人	0.3%	462,000円	532,000円
8級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	50人	0.9%	411,000円	472,300円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	189人	3.5%	364,700円	448,300円
6級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	450人	8.2%	319,900円	413,200円
5級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	799人	14.6%	288,700円	395,700円
4級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	2,061人	37.7%	261,600円	386,800円
3級	主任の職務	603人	11.0%	226,800円	352,200円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	857人	15.7%	190,100円	305,800円
1級	主事又は技師の職務	444人	8.1%	139,300円	248,000円



## ② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 5,049人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	110人	2.2%	419,900円	477,100円
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務	150人	3.0%	330,000円	454,300円
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	4,556人	90.2%	197,600円	419,200円
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	233人	4.6%	152,800円	330,400円

## ③ 小・中学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 10,674人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
4級	小学校又は中学校の校長の職務	575人	5.4%	409,600円	452,700円
3級	1 幼稚園の園長の職務 2 小学校又は中学校の教頭の職務	581人	5.4%	288,500円	425,400円
2級	幼稚園、小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	9,196人	86.2%	168,800円	408,300円
1級	幼稚園、小学校又は中学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	322人	3.0%	152,800円	308,300円

#### ④ 警察職

警察職の総職員数は 3,452人 であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の 給料月額	最高号俸の 給料月額
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	13人	0.4%	425,900円	480,300円
8級	1 複雑かつ特に困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	25人	0.7%	383,800円	458,300円
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	64人	1.9%	348,200円	443,900円
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う警察署の次長の職務	73人	2.1%	319,000円	428,200円
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	458人	13.3%	291,300円	421,700円
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 複雑かつ特に困難な業務を行う主任の職務	841人	24.4%	245,400円	401,000円
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	629人	18.2%	205,100円	383,400円
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	913人	26.4%	178,100円	363,900円
1級	巡査の行う職務	436人	12.6%	162,300円	326,600円

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

（9）職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長野県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,678千円	—
（27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 （1.45）月分 （0.75）月分	（27年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 （1.45）月分 （0.75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階（A～E）で評価します。その評定結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当（平成27年4月1日現在）

長野県	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年	（支給率） 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 20.445月 25.55625月	勤続20年 20.445月 25.55625月
勤続25年 29.145月 34.5825月	勤続25年 29.145月 34.5825月
勤続35年 41.325月 49.59月	勤続35年 41.325月 49.59月
最高限度額 49.59月 49.59月	最高限度額 49.59月 49.59月
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）
1人当たり平均支給額 3,995千円 22,881千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27年度決算）		2,413,784千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		84,236 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	33 人	18.0 %	18.0 %
大阪市	3 人	15.0 %	15.0 %
名古屋市	4 人	12.0 %	12.0 %
長野県（塩尻市）	693 人	1.8 %	4.0 %
長野県（長野市、松本市及び諏訪市）	10,454 人	1.8 %	3.0 %
長野県（伊那市）	1,057 人	1.8 %	1.0 %
長野県（上記以外）	14,342 人	1.5 %	0 %
医師	37 人	15.0 %	15.0 %
平均支給率		1.8 %	1.4 %

（注）「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27年度決算）	1,685,848千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	93,590 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）	42.3 %
手当の種類（手当数）	36

○一般職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（27年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部税務課、県税徴収対策室、東京事務所又は地方事務所税務課に勤務する職員	県税の調査又は徴収に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 964	業務1日につき600円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は360円）
福祉業務手当	福祉事務所、児童相談所、波田学院、女性相談センター、県立総合リハビリテーションセンター又は精神保健福祉センターに勤務する職員	福祉に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 12,408	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
感染症防疫等作業手当	保健所、家畜保健衛生所、動物愛護センター又は環境保全研究所に勤務する職員	感染症の防疫等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 7,894	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

精神障害者入院措置等業務手当	保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の2の2の規定による精神障がい者の入院のための移送等の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 585	作業1日につき500円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
麻薬取締手当	健康福祉部薬事管理課に勤務する職員	麻薬の取締りに関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 62	業務1日につき1,200円（業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は720円）
医療等業務手当	保健所又は県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	医療等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 9,572	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
公害等検査手当	地方事務所、保健所検査課又は環境保全研究所に勤務する職員	公害等に係る検査の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 6,035	作業1日につき600円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
研究指導等業務手当	工科短期大学校又は技術専門校に勤務する職員	研究指導等に関する業務のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 3,046	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
種雄牛馬豚等取扱作業手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の自然交配、精液の採取等の作業のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 50	作業1日につき300円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
有害物取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有毒ガスの発生を伴う作業又は有害な薬品等を取り扱う作業のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 33	作業1日につき400円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める額
特殊現場作業手当	建設事務所、地方事務所等に勤務する職員	工事現場、災害現場、高圧線近接地等で作業条件が劣悪又は著しく危険な場所において行われる作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 926	作業1日につき900円（福島第一原発周辺区域における作業にあつては作業1日につき6,600円）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

用地交渉 手当	建設事務所、地方事務所等に勤務する職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関する権利者との交渉のうち、任命権者が人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,852	交渉1日につき700円（交渉に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は560円。交渉が午後7時以後に及ぶ場合は400円を加算する。）
道路作業 手当	建設事務所に勤務する職員	道路の除雪の作業又は交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業のうち知事が人事委員会と協議して定めるもの	千円 89	作業1日につき300円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は180円）
死体処理 手当	東日本大震災に対処するため人の死体を取り扱う作業等に従事した職員		千円 0	作業1日につき1,000円
夜間看護等 手当	県立総合リハビリテーションセンターに勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務	千円 10,598	勤務1回につき3,300円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は2,900円、2時間に満たない場合は2,000円）
航空業務 手当	消防防災航空センターに勤務する職員	航空機の操縦作業	千円 5,621	作業1時間につき5,100円（特に危険又は困難な作業で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、知事が人事委員会と協議して定める額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円（作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円）
		航空機に搭乗して行う消防、防災等の業務（知事が人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「消防防災業務」という。）		業務1時間につき2,200円（特に危険又は困難な業務で知事が人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

		飛行中の航空機から降下して行う消防防災業務		業務1日につき870円
--	--	-----------------------	--	-------------

### ○学校職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教務手当	昼間部の勤務を本務とする教育職員	夜間部の授業又はその補助	千円 246	1時間につき670円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額
	夜間部の勤務を本務とする教育職員	昼間部の授業又はその補助		
	教育職員	本務のほかに行った通信教育における添削指導又は面接指導		
	教育職員	夜間における農業の実習指導		
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める教育職員	3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	千円 102	業務1日につき180円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導		業務1日につき150円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒に対する指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの 特別支援学校において幼児、児童又は生徒に対して行う教育に関する業務のうち教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの	千円 1,175,400	業務1日（泊を伴うものにあつては、1泊）につき6,400円（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）の範囲内において任命権者が人事委員会（大学以外の教育職員に対して支給する場合にあつては知事及び人事委員会）と協議して定める額

		<p>小学校又は中学校の学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級を担当する場合において当該担当する特別支援学級の児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務</p> <p>小学校又は中学校における学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による特別の教育課程による教育に従事することを本務とする場合において児童又は生徒に対して直接行う当該教育に関する業務</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に入所又は通所している児童又は生徒に対して直接行う教育に関する業務を本務とする場合における当該業務</p> <p>学生に対する研究指導に関する業務のうち任命権者が人事委員会と協議して定めるもの</p>		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	千円 59,573	業務1日につき100円
入学者選 hands	教育職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務	千円 25,328	1時間につき240円

○警察職員

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価
刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	千円 126,574	作業1日につき560円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円）



留置業務 手当	警察官	被疑者等の留置、看守及び護送の作業	千円 9,784	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
犯罪鑑識 手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用して行う犯罪鑑識の作業(準備の作業を含む。)又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業	千円 13,777	作業1日につき560円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
警ら手当	警察官	警らの作業	千円 64,969	作業1日につき340円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
少年補導 手当	一般職員	少年補導の作業	千円 0	作業1日につき330円(作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円)
交通取締 手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業	千円 71,612	作業1日につき840円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
航空業務 手当	警察職員	航空機の操縦作業	千円 12,710	作業1時間につき5,100円(特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の45に相当する額を超えない範囲内において、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額を加えた額)を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		航空機の整備作業		作業1日につき1,380円(作業に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は830円)

		航空機に搭乗して行う捜索、救難等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。以下「捜索作業」という。）		作業1時間につき2,200円（特に危険又は困難な作業で任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものにあつては、その額にその額の100分の30に相当する額を加えた額）を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
		飛行中の航空機から降下して行った捜索作業		作業1日につき870円
術科手当	警察職員	柔道、剣道、逮捕術又はけん銃操法の術科訓練の指導	千円 205	指導1日につき310円（指導に従事した時間が1日につき2時間に満たない場合は190円）
爆発物等取扱手当	警察職員	実験用爆発物の製造若しくは解体の作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験の作業	千円 0	作業1日につき620円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は380円）
	警察職員	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）の製造過程を解明する等の目的で行う実験の作業で当該特殊危険物質が発生するおそれがあるもの		
	警察職員	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）又は高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の作業		作業1日につき310円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は190円）
	警察職員（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業に係る爆発物等処理手当を支給される者を除く。）	特殊危険物質による被害のおそれがある区域内において行う作業		
救助特別手当	警察職員	山岳若しくは大規模災害現場において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助（捜索を含む。以下この項において同じ。）の作業若しくは被災者の救助	千円 1,786	作業又は訓練1日につき1,900円を超えない範囲内において、作業又は訓練の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

		若しくは救援の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）又は山岳遭難救助の訓練		
死体処理手当	警察職員	(1)人の死体の処理作業に従事した警察職員 (2)東日本大震災に対処するため人の死体を取り扱う作業等に従事した警察職員	千円 42,083	(1)にあつては作業1体につき3,200円、(2)にあつては作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
爆発物等処理手当	警察職員	著しく危険かつ緊急を要する状況のもとで行う爆発物容疑物件の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 0	勤務1回につき5,200円
	警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）		
警衛警護手当	警察官	身辺の警衛又は警護の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 417	作業1日につき1,150円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
銃器犯罪捜査手当	警察官	銃器若しくはその疑いのある物が使用されている現場又は銃器が使用されるおそれがある現場における逮捕、警戒等の作業（任命権者が知事及び人事委員会と協議して定めるものに限る。）	千円 3,310	勤務1日につき1,640円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	千円 7,811	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額

緊急呼出 業務手当	警察職員	突発的に発生した事件又は 事故を処理するため、正規の 勤務時間以外の時間におい て緊急の呼出しにより勤務 することを命ぜられて行う、 当該事件又は事故の処理業 務（任命権者が知事及び人 事委員会と協議して定める ものに限る。）	千円 5,910	勤務1回につき1,240円
潜水手当	警察職員	水器具を着用した潜水作業	千円 110	作業1時間につき1,500円を 超えない範囲内において、 作業の実態その他の事情を 考慮して、任命権者が知事 及び人事委員会と協議して 定める額
特殊現場 作業手当	警察職員	福島第一原発の周辺の区域 において行われる作業のうち 任命権者が知事及び人事 委員会と協議して定めるもの	千円 4,391	作業1日につき6,600円を 超えない範囲内において、 作業の実態その他の事情を 考慮して、任命権者が知事 及び人事委員会と協議して 定める額

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	3,152,565 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	361 千円
支給実績（26年度決算）	3,450,966 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	348 千円

⑥ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		同じ	千円 3,116,227	円 236,759
	区分	手当の額			
	配偶者	13,000 円			
	子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障がい者	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。			
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。		異なる	千円 1,611,046	円 278,968
	区分	手当の額			
	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)			
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額	《国の制度》 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2		

通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	《国の制度》 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道の加算限度額20,000円	千円	円
	区分	手当の額			2,881,286	119,150
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額				
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて6,000円～12,000円を加算。		異なる	《国の制度》 6,000円～45,000円を加算	千円	円
					413,571	332,452
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。		同じ	—	千円	円
	区分	手当の額(勤務1回につき)			609,003	205,120
	医師	20,000円				
	病院(医師以外)	5,900円				
	一般の宿日直	4,200円				
	特別支援教育諸学校	6,900円				
警察	7,200円					
特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。		同じ	—	千円	円
					33,417	224,275
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。		同じ	—	千円	円
					673,509	165,359

給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円	円
	1,625,332			725,594	
	職			支給額	
	部長級（行政職）			94,800円～130,700円	
	課長級（行政職）			59,000円～ 80,700円	
学校の校長	53,400円～ 74,300円				
学校の教頭	34,700円～ 54,300円				
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円	円
	1,688,389			66,586	
	世帯等の区分			世帯主である職員	
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員				
月額	17,800円	10,200円	7,360円		
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	千円	円
	80,060			3,335,816	
	区分			手当の額	
	医師・歯科医師			国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円	
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円				
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円				
務手当 特勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地2/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	千円	円
3,377	60,296				
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円	円
195,602	78,935				
指遣手当 農林業普及	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。			千円	円
33,783	164,794				
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地1/100～3級地3/100）を乗じて得た額を支給。			千円	円
32,421	60,828				

義務教育等 教育特別手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			千円 1,146,977	円 63,827
定時制通信 教育手当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			千円 79,506	円 240,926
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			千円 106,806	円 226,284

(10) 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,278,000円
	副 知 事	985,000円
報 酬	議 長	985,000円
	副 議 長	861,000円
	議 員	804,000円
期 末 手 当	知 事	(27年度支給割合) 3.10月分
	議 長	(27年度支給割合) 3.10月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 127万8千円×在職月数×0.55 3,373万9千2百円 任期毎 98万5千円×在職月数×0.40 1,891万2千円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。



(11) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占め る職員給与費比率
27年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	2,818,353	628,854	333,869	11.8	13.8
水道事業	4,435,925	845,948	298,894	6.7	6.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 150,054 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
電気事業	50	221,615	60,149	89,500	371,264	7,425
水道事業	57	244,917	66,670	99,966	411,553	7,747

(注) 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。職員数は、27年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	45.1歳	397,232円	611,768円
	団体平均	44.8歳	372,929円	583,245円
水道事業	長野県	49.0歳	374,164円	576,573円
	団体平均	44.9歳	373,439円	583,783円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 野 県	
1人当たり平均支給額（27年度）	
電気事業	1,790 千円
水道事業	1,754 千円
(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.60月分
(1.45)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

	長	野	県
(支給率)	自己都合		勸奨・定年
勤続 20年	20.445 月		25.55625 月
勤続 25年	29.145 月		34.5825 月
勤続 35年	41.325 月		49.59 月
最高限度額	49.59 月		49.59 月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3%~45%加算)		
1人当たり平均支給額			
電気事業	- 千円	22,602	千円
水道事業	- 千円	22,476	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績(27年度決算)		9,223 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		86,196 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	人	%
電気事業(全県)	1.9	50	1.9
水道事業(全県)	1.9	57	1.9

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績(27年度決算)		千円	
	電気事業	151	
	水道事業	206	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		円	
	電気事業	5,576	
	水道事業	20,508	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		%	
	電気事業	54.0	
	水道事業	17.5	
手当の種類(手当数)		電気事業及び水道事業合計で5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	千円
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業	81
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地面下15メートル以上の縦坑(直径が15メートル未満のものに限る。)で行う作業	
			左記職員に対する支給単価
			1日につき500円(2時間未満の場合300円)
			1日につき400円(2時間未満の場合240円)
			1日につき500円(2時間未満の場合300円)

		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑（直径が5メートル未満のものに限る。）で行う作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
		土砂の崩落の危険がある溝、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																
		普通高圧以上の活線作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		水圧鉄管の内部作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
		次の範囲内で活線に近接して行う作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分 活線の電圧区分</th> <th>頭上 メートル以内</th> <th>側面 メートル以内</th> <th>足下 メートル以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6	
		距離区分 活線の電圧区分	頭上 メートル以内	側面 メートル以内	足下 メートル以内														
		3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8														
		22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1	1.2														
		154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6														
		電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの （1）送電線路補修作業 （2）外線作業 （3）主要機器の分解補修及び据付けの作業 （4）屋外鉄構の組立て又は架線の作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																
大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																		
重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業	1日につき600円（2時間未満の場合360円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは900円 （2時間未満の場合540円）																		
重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業	1日につき400円（2時間未満の場合240円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円 （2時間未満の場合360円）																		
道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																		

		洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		1日につき 300 円 (2 時間未満の場合 180 円)
		ダムにおいて行う 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間の屋外又はダム本体内における計器の点検、整備、調査及び測定作業		1日につき 300 円 (2 時間未満の場合 180 円)
		ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		1日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)
		発電機の運転に伴い発生する騒音が 90 デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業		1日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)
取水口危険 作業手当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	千円 64	1日につき 500 円 (2 時間未満の場合 300 円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業		
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの		
有害物 取扱手当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	千円 0	1日につき 300 円 (4 時間未満の場合 180 円)
用地交渉 手当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1)国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和 26 年法律第 99 号)第 1 条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号)第 9 条の 2 に規定するものその他これらに準ずるもの (2)土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	千円 16	1日につき 700 円(2 時間未満の場合 560 円)。この場合において、交渉が午後 7 時以後に及ぶときは 1,100 円(2 時間未満の場合 960 円)
浄水検査 手当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	千円 196	1日につき 400 円 (2 時間未満の場合 240 円)

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)		千円
	電気事業	17,916
	水道事業	16,991
職員 1 人当たり平均支給年額(27年度決算)		千円
	電気事業	359
	水道事業	298
支給実績(26年度決算)		千円
	電気事業	16,248
	水道事業	18,976
職員 1 人当たり平均支給年額(26年度決算)		千円
	電気事業	325
	水道事業	339

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		同じ	千円	円
	区分	手当の額			
	配偶者	13,000 円			
子、孫、 父母、祖父 母、弟妹、 重度心身障 がい者	1人につき6,500円（職員に配偶者が ない場合はそのうち1人につい ては11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日後の最初の4月1 日から満22歳に達する日以後の最 初の3月31日までの間にある子に ついては、当該子の扶養手当の月額 に5,000円を加算した額を当該子の 扶養手当の月額とする。	—	電気事業 7,718 水道事業 8,060	電気事業 248,968 水道事業 260,000	
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払 っている職員に対し支給。		異なる	千円	円
	区分	手当の額			
	借家等	[家賃月 23,000 円以下] 支給額=家賃相当額-10,500 円 [家賃月 23,000 円超] 支給額=12,500 円+(家賃相当額- 23,000 円) ×1/2 (最高支給限度額：27,000 円)			
別居する配 偶者のため の借家等	上記の2分の1の額				

通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。		異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円  特急列車、高速道の加算限度額 20,000円	千円	円
	区分	手当の額			電気事業 5,859	電気事業 142,903
	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額。			水道事業 9,197	水道事業 170,314
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）					
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて6,000円～12,000円を加算。		異なる	〈国の制度〉 6,000～45,000円を加算	千円 電気事業 1,152 水道事業 696	円 電気事業 384,000 水道事業 348,000
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。		同じ	—	千円	円
	区分	手当の額(勤務1回につき)			電気事業 38	電気事業 4,200
	医師	20,000円				
	病院(医師以外)	5,900円				
	一般の宿日直	4,200円			水道事業 26	水道事業 4,200
	特別支援教育諸学校	6,900円				
警察	7,200円					
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。		同じ	—	千円 0	円 0

給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> </table>			職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円	5,357	892,834				
職	支給額														
部長級（行政職）	94,800円～130,700円														
課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増高分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> <tr> <th>月額</th> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </table>			世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	3,581	71,620
	世帯等の区分				世帯主である職員			その他の職員							
扶養親族のある職員		その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
水道事業		3,737	65,562												
務手当勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地2/100）を乗じて得た額を支給。	異なる	<国の制度> 2級地の支給割合 8/100	千円 0	円 0										
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 0	円 0										

## 8 職員の競争試験及び選考の状況

### (1) 採用試験の日程（平成27年度）

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月28日 長野市 松本市	7月13日～27日 7月31日～8月10日 長野市	8月21日
	行政B	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	社会福祉	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人（平成28年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人を含む。）			
	心理	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			



試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	電気	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月28日 長野市 松本市	7月13日～27日 7月31日～8月10日 長野市	8月21日
	機械	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	農業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	水産	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	総合 土木	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月28日 長野市 松本市	7月13日～27日 7月31日～8月10日 長野市	8月21日
	建築	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	薬剤師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成4年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤薬剤師の免許を有する人 (平成28年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	保健師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ②平成7年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤保健師の免許を有する人(平成28年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)	6月28日 長野市 松本市	7月13日～27日 7月31日～8月10日 長野市	8月21日
	管理栄養士	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④管理栄養士の免許を有する人(平成28年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	臨床検査技師	次の①を満たす人で②及び③を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 ②地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ③臨床検査技師の免許を有する人(平成28年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)	9月27日 長野市 松本市	10月18日 11月2日～5日 長野市	11月25日
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	電気	次のすべてを満たす人。 ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月27日 長野市 松本市	10月18日 11月2日～5日 長野市	11月25日
	農業	次のすべてを満たす人。 ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合 土木	次のすべてを満たす人。 ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人。 ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月28日 長野市 松本市	7月24日 長野市	8月21日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	鑑識 法医	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 ②平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月28日 長野市 松本市	7月24日 長野市	8月21日
長野県警察職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人。 ①平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月27日 長野市 松本市	10月30日 長野市	11月25日
長野県警察官採用試験 (A・平成27年10月採用)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成27年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月10日 長野市 松本市	6月11日～13日 長野市	7月7日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成27年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験 (A・平成28年4月採用第1回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月10日 長野市 松本市	6月18日～24日 長野市	8月3日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A・平成28年4月採用第2回)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月20日 長野市 松本市	10月15日～19日 長野市	11月25日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験(B)	男性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月20日 長野市 松本市	10月21日～26日 長野市	11月25日
	女性	次のすべてを満たす人。 ①昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	次のすべてを満たす人。 ①昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月27日 長野市 松本市	10月18日 11月2日～5日 長野市	11月25日

(2) 採用試験の実施状況 (平成27年度)

試験の名称	試験区分	採用予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用試験 (大学卒業程度)	行政A	70名程度	580	448	165	153	77	5.8
	行政B	10名程度	177	138	43	41	24	5.8
	社会 福祉	若干名	23	21	6	6	2	10.5
	心理	若干名	18	13	5	5	1	13.0
	電気	5名程度	15	9	6	6	2	4.5
	機械	5名程度	28	19	12	9	6	3.2
	化学	5名程度	50	35	12	12	6	5.8
	農業	15名程度	52	42	26	22	11	3.8
	水産	若干名	12	5	4	4	1	5.0
	総合 土木	15名程度	50	42	22	21	15	2.8
	建築	5名程度	12	10	7	7	3	3.3
	林業	5名程度	25	20	9	9	7	2.9
	薬剤師	5名程度	11	8	5	5	4	2.0
	保健師	5名程度	22	20	11	11	5	4.0
管理 栄養士	若干名	38	29	7	6	2	14.5	
長野県職員採用試験 (短大卒業程度)	臨床 検査 技師	若干名	2	2	2	1	1	2.0

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (%) A/B
長野県職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	5名程度	118	106	31	27	12	8.8
	電気	若干名	10	7	5	3	2	3.5
	農業	若干名	19	18	6	6	2	9.0
	総合 土木	5名程度	8	7	4	4	2	3.5
	林業	若干名	8	5	3	3	2	2.5
長野県警察職員採用試験 (大学卒業程度)	行政	10名程度	130	99	44	41	16	6.2
	鑑識 法医	若干名	41	33	9	9	2	16.5
長野県警察職員採用試験 (高校卒業程度)	行政	5名程度	170	145	34	29	9	16.1
長野県警察官採用試験 (A) (平成27年10月採用)	男性	20名程度	85	64	49	46	17	3.8
	女性	5名程度	18	9	7	7	2	4.5
長野県警察官採用試験 (A) (平成28年4月採用第 1回)	男性	50名程度	365	292	252	201	106	2.8
	女性	10名程度	111	74	63	48	30	2.5
長野県警察官採用試験 (A) (平成28年4月採用第 2回)	男性	15名程度	246	136	89	77	19	7.2
	女性	5名程度	56	24	16	15	5	4.8
長野県警察官採用試験 (B)	男性	30名程度	297	215	139	132	33	6.5
	女性	5名程度	111	70	27	25	9	7.8
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	20名程度	389	293	45	41	17	17.2



(3) 採用選考の実施状況（平成27年度）

① 社会人経験者を対象とする県職員採用選考

職 種	採 用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	1次考査 受験者数 (人) A	1次考査 合格者数 (人)	2次考査 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
行政 (一般枠)	15名程度	579	444	56	51	15	29.6
行政 (地域活力創造枠)	5名程度	150	121	14	13	5	24.2
農業	若干名	12	9	6	6	3	3.0
林業	若干名	1	1	1	1	0	—
総合土木	若干名	38	33	8	8	6	5.5
建築	若干名	8	7	5	5	2	3.5
電気	若干名	12	10	5	5	1	10.0
化学	若干名	8	6	4	3	1	6.0
薬剤師	若干名	4	2	1	1	1	2.0
保健師	若干名	6	5	2	1	1	5.0

② 身体障がい者を対象とする職員採用選考

職 種	勤務予定地	採 用 予 定 者 数 (人)	申 込 者 数 (人)	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (倍) A/B
県職員	東信	若干名	6	6	1	6.0
	南信	若干名	4	4	0	—
	中信	若干名	8	8	2	4.0
	北信	若干名	10	9	0	—
警察職員	警察本部など	若干名	6	6	0	—
小中事務	小中学校	若干名	10	10	1	10.0

③ 県職員（消防学校教授又は准教授）採用選考

職種	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (倍) A/B
教授又は准教授	4	1	4.0

④ 県職員（南信工科短期大学教授）採用選考

職種	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (倍) A/B
教授	2	1	2.0

⑤ 県教育委員会事務局職員（埋蔵文化財に関する業務に従事する職）採用選考

職種	受 験 者 数 (人) A	合 格 者 数 (人) B	競 争 倍 率 (倍) A/B
文化財専門員	13	2	6.5

⑥ 警察職員（警察本部地域部地域課航空隊に勤務する整備士）採用選考

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
整備士	2	1	2.0

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成27年）

第1 基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるもの
- ・ 本委員会は、職員の給与について、地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与等との均衡を図ることを考慮し、報告及び勧告を実施

第2 職員の給与

1 本年の給与の改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

ア 月例給

職員と民間（企業規模50人以上）従業員の本年4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおりです。

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C) = (A) - (B) (C/B×100)
384,931円	383,020円	1,911円 (0.50%)

イ 特別給

民間において、昨年8月から本年7月までの1年間に支払われたボーナスと、本年の職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおりです。

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A) - (B)
4.20月分	4.10月分	0.10月分

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

人事院が勧告した俸給表に準拠することを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視し、一定の調整を実施

イ 初任給調整手当

医療職給料表(1)の改定状況等を勘案し改定

ウ 期末・勤勉手当

本県における民間の支給状況を考慮し、年間支給月数を引き上げ（4.10月分→4.20月分）、勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期	年間
平成27年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.6月
勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）	1.6月
平成28年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.6月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月	1.6月

エ 地域手当

県内の支給割合を人事院勧告において引き上げられた支給割合で支給すると仮定した場合の加重平均の支給割合とし、0.1%引上げ（1.8%→1.9%）

県外及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員は、国家公務員に準じた支給割合

### (3) 実施時期

平成27年4月1日から実施。ただし、平成27年度の期末・勤勉手当については平成27年12月1日から、平成28年度以降の期末・勤勉手当は平成28年4月1日から実施

## 2 給与制度の総合的見直し（平成28年度に実施する事項）

### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から一般職の給与条例に定める支給割合に引上げ（県内2.0%）

### (2) 単身赴任手当の支給額の改定

平成28年4月1日から基礎額及び加算額について、国家公務員に準じることを基本に改定

## 第3 人事管理に関する課題

### 1 雇用と年金の接続

引き続き国の動向を注視しつつ、再任用希望者の意欲や能力、適性等を適切に把握し、再任用職員がその能力と経験を十分に活かせる人事配置等に努めることが必要

### 2 女性の採用・登用の拡大

- ・ 女性の採用については、より多くの女性に採用試験を受験してもらえるよう、大学等の関係機関を訪問し募集活動を積極的に行うとともに、女性を対象とした業務説明会を開催するなど、引き続き女性の受験者増加に向けた取組を進めていくことが必要
- ・ 女性職員の登用については、第3次長野県男女共同参画計画等に基づき取組が行われているが、女性活躍推進法の趣旨も踏まえた上で、女性職員がその能力を十分発揮し、意欲を持って働くことができる職場環境づくりに一層取り組むことが必要

### 3 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 時差勤務の活用状況等を踏まえ、職員の勤務実態等を考慮した上で、フレックスタイム制の導入など勤務時間の弾力化や多様な勤務形態の在り方について検討していくことが必要
- ・ 人事院においては、育児のための両立支援策等の拡充、公務における介護休暇等の在り方について引き続き検討を進めることとしていることから、こうした国の動向も注視していくことが必要

### 4 時間外勤務の縮減

- ・ 時間外勤務の縮減は、職員の健康保持のみならずワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の向上という観点からも極めて重要な課題
- ・ 管理職員をはじめ職員一人ひとりが時間外勤務に対するコスト意識、業務に対する効率化の意識を持ち、主体的に時間外勤務の縮減に取り組んでいくことが必要

### 5 人材の確保・育成

- ・ 試験内容等の見直しの効果を検証するとともに、優秀で多様な人材をより多く採用できるよう、国や他の都道府県の動向を注視しながら採用試験受験者を増やすための取組を推進
- ・ 各職場における職務を通じた人材育成（OJT）の効果的な実施など、10年後の将来も見据え、組織全体として若手・中堅職員を育成していく取組を一層推進していくことが必要

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成27年度）

区分	平成26年度末 (27.3.31) 係属件数	平成27年度					平成27年度末 (28.3.31) 係属件数	
		新規 請求 件数	処理件数			却下		取下げ
			判定					
			全部 容認	一部 容認	全部 否認			
給与	0							
旅費	0							
勤務時間	0							
休暇	0							
執務環境	0							
厚生福利	0							
転任	0							
任用	0							
その他	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	

11 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成27年度）

区分	平成26年度末 (27.3.31) 係属件数	平成27年度					平成27年度末 (28.3.31) 係属件数	
		新規 請求 件数	処理件数			却下		取下げ
			判定					
			処分 承認	処分 修正	処分 取消			
分限処分	免職	0						
	休職	0						
	降任	0						
懲戒処分	免職	2					2	
	停職	0						
	減給	1	1	1			1	
	戒告	0						
その他	0	5				5		
計	3	6	1	0	0	5	0	3